

○財務省告示第百四十四号

(明治二十九年法律第五号)

第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年三月二十五日に買入消却した
國債の名稱等を別表のとおり告示する。
平成二十一年四月二十四日
財務大臣
与謝野馨

(別表)

										動券利 ・へ付 物國 年価庫)連債	稱國 債 の 名
第七回	回	第六回	回	回	第五回	第四回	回	回	第三回	第二回	記 号
十億円	十五億円	二十五億円	三十二億円	二十五億円	二十五億円	六億円	四億円	三十二億円	二十五億円	百五億円	總額 額面金額の
八十二円九十九銭	八十四円十三銭	八十三円六十五銭	八十四円二十二銭	八十四円十七銭	八十四円十二銭	八十二円四十二銭	八十四円七十九銭	八十四円六十七銭	八十四円六十五銭	九十円五銭	た額 り面金額の 買入価格百円 當

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	第十回	〃	〃	〃	〃	第九回	〃	〃	〃	〃	〃	第八回	〃	〃	〃	〃
三十五億円	五億円	十三億円	一億円	十二億円	五億円	五億円	四十九億円	五億円	四億円	五億円	六億円	九億円	八億円	五十九億円	五十九億円	二十五億円	二十五億円
八十三円六十九錢	八十三円六十五錢	八十三円五十六錢	八十四円四十錢	八十四円七錢	八十三円九十七錢	八十三円九十六錢	八十一錢	八十三円六十七錢	八十三円四十七錢	八十三円四十二錢	八十三円三十二錢	八十三円二十一錢	八十三円二十六錢	八十三円二十五錢	八十三円十錢	八十三円九錢	八十三円九錢

合

計

一
千
三
億
円